

# 農地保全に係る直轄地すべり防止工事の実施について

平成13年3月30日付け12農振第2008号

地方農政局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産省農村振興局長

(適用)

第1 直轄地すべり対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年3月8日付け42農地D第24号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるもののほか、この通知の定めるところによる。

(採択基準)

第2 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき本事業として採択できる直轄地すべり防止工事は、国土の保全上特に重要な地すべり防止工事のうち、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 地すべり防止工事の規模がおおむね50億円以上であるもの
- (2) 地すべり防止工事の施工に当たり、地すべりの要因調査、地すべり機構の解析・安定解析及び対策工法の選定・設計並びに施工上の管理に特に高度の技術（土木、地質等の専門技術）を必要とするもの
- (3) 地すべり防止工事の施工及び地すべりの要因、地すべり機構の解析調査に高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- (4) 施工区域が2つ以上の都府県にわたる区域の場合において地形、地質等から判断して、当該都府県毎に分離して施工することが不適当なもの

(全体実施設計の実施)

第3 地方農政局長（北海道にあつては、北海道開発局長。）は、本事業の採択に先立ち、原則として、次により全体実施設計を行うものとする。

- 2 全体実施設計の実施は、全体実施設計要綱（昭和54年3月20日付け54構改D第131号構造改善局長通知）に基づき、要綱第3に規定する地すべり防止工事基本計画に準拠して工事計画に係る詳細な設計を行うものとする。
- 3 全体実施設計に必要な経費は、本事業の事業費に含まれるものとする。

(工事の実施)

第4 農林水産大臣は、全体実施設計の結果に基づき、法第10条第3項の規定による告示を了し、工事に着手するものとする。